

総務省電波環境課 監修  
総務省衛星移動通信課 監修

# 「登録検査等実施マニュアル」

の販売について

一般社団法人全国船舶無線協会 事務局

平成 23 年 6 月に登録検査等事業者制度として再スタートを切った同事業を適正かつ円滑に実施するため、全工協では登録点検員を対象に登録点検に関する研修会を開催することになりました。

本書は、この研修会のテキストとしても使用しますが、登録点検の現場においても実用に十分適用できるように、関係法令や無線局検査事務規程（抜粋）等を整理して体系的に掲載しています。特筆すべきは、点検結果通知書の記載方法をはじめ MS、MSS、FC 等の点検結果通知書の記載例を多く掲載するとともに設備毎の周波数や空中線電力の許容値も掲載しています。また、登録点検業務の管理及び立入検査の受検要領や点検時のトラブル Q & A も掲載しており、かゆい処に手が届く冊子です。

また、本マニュアルは、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課及び衛星移動通信課の監修を受けておりますので、登録検査等に携わる方々にとって必須のマニュアルとして広くご活用していただけるものと期待しております。



「登録検査等実施マニュアル」A4 全 347 ページ

定価 8,000 円 + 消費税 + 送料

「船舶局等申請の手引」「登録検査等実施マニュアル」の販売は本部事務局で一括して取り扱うこととしておりますので、ご注文・ご送金は本部事務局へお願いします。

ご注文の際は、下記注文書に必要事項ご記入の上、切取本部事務局へ FAX 願います。  
なお、不明な点は、以下へ電話かメールでお問い合わせください。

Tel : 03-3915-0183      FAX : 03-3915-6360      e-mail : info\_2@zkk.or.jp

取引銀行：三菱東京 UFJ 銀行 駒込支店 普通預金 1026749

----- 切 取 -----

## 「船舶局等申請の手引」「登録検査等実施マニュアル」注文書

一般社団法人全国船舶無線協会 本部事務局殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

区 別

会 員

非会員

下記の書籍を注文します。

船舶局等申請の手引 冊

登録検査等実施マニュアル 冊

送付先 注文者と同じ

下記に記載（注文者と相違するとき）

・郵便番号

・住 所

・氏 名

・電話番号

請求先 注文者と同じ

下記に記載（注文者と相違するとき）

・郵便番号

・住 所

・氏 名

・電話番号

# 登録検査等実施マニュアル

総務省総合通信基盤局

電波部電波環境課 監修

電波部衛星移動通信課 監修

一般社団法人 全国船舶無線協会

## 発刊のことば

平成 25 年 11 月に出版しました「船舶局等申請の手引」第 7 版の別冊と位置付け、登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）による点検業務が適正に実施するためのハンドブックとして、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課並びに衛星移動通信課の監修を得た「登録検査等実施マニュアル」を新たに発刊することとしました。

本書は、平成 22 年 12 月 3 日に電波法の一部改正が公布され、翌年 6 月 30 日に関係省令等の一部が改正された登録検査等事業者制度に対応させ、法令解説から登録申請及び登録後の変更手続、点検の実施、点検結果通知書等の実例、業務管理及び立入検査の受検要領、Q & A まで多岐にわたって収載するとともに、様式例ごとに記載例をできるだけ多く掲載しました。登録点検の現場で活躍されている皆様に大いに活用いただけることと期待しております。

また、本書は、登録点検員を対象に当協会が実施する「無線局登録点検員研修会」のテキストとして利用していくことにしております。点検員の多くの皆様がこの研修会に参加され「無線局登録点検員研修修了証」を取得されますことを期待しています。

最後に、本書発行のためにご指導とご援助を賜りました総合通信基盤局電波環境課・衛星移動通信課の関係官をはじめ、編集にご支援・ご協力を賜りました編集委員会の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 2 月

一般社団法人 全国船舶無線協会  
会長 菊 川 亘

# 目 次

## 第1章 法令解説

1.1	無線局の検査	1-1
1.1.1	検査の意義	1-1
1.1.2	検査の種類と内容	1-1
1.1.3	検査の省略	1-2
1.2	登録検査等事業者制度制定の経緯	1-3
1.3	登録検査等事業者制度の概要	1-3
1.4	登録検査等事業者の登録の申請	1-4
1.5	登録検査等事業者の更新	1-4
1.6	登録検査等事業者登録簿	1-5
1.7	登録検査事業者の登録証	1-5
1.8	登録後の手続	1-5
1.8.1	変更の届出	1-5
1.8.2	承継の届出	1-5
1.8.3	廃止の届出	1-5
1.9	検査の実施項目等	1-6
1.10	検査結果証明書の交付	1-6
1.11	点検の実施項目等	1-6
1.12	点検結果通知書の通知	1-6
1.13	帳簿等	1-6
1.14	適合命令等	1-6
1.15	立入検査及び報告徴収	1-6
1.16	登録の取消し、業務停止命令	1-7
1.17	登録の抹消	1-7
1.18	登録証の返納	1-7
1.19	外国点検事業者の登録等	1-7
1.20	証明書の虚偽記載に係る罰則	1-7
1.21	経過措置	1-7

## 第2章 登録の申請及び登録後の変更手続

2.1	登録申請に係る基本規定	2-1
2.2	登録申請書の作成	2-2
2.3	添付書類の作成	2-2
2.3.1	業務実施方法書	2-2
2.3.1.1	業務実施方法書の記載事項	2-2

2.3.1.2	点検業務実施方法書の作成	2-3
2.3.2	点検員の資格要件を証する証明書	2-8
2.3.3	誓約書	2-9
2.4	登録の更新手続	2-9
2.5	登録後の変更手続	2-9
2.5.1	変更の届出	2-9
2.5.2	承継の届出	2-12
2.5.3	登録証の再交付	2-14
2.5.4	廃止の届出	2-14
2.5.5	登録簿への登録と抹消	2-15
2.5.6	登録証の交付と返納	2-15

### 第3章 登録検査等による点検の実施

3.1	登録検査等の対象無線局	3-1
3.2	点検の実施方法等	3-3
3.2.1	点検の実施方法等の規定	3-3
3.2.2	具体的な点検の実施方法	3-5
3.2.3	告示以外による点検の実施方法	3-13
3.2.3.1	船舶局の定期検査における事前データの活用基準に定める方法	3-13
3.2.3.2	地方局長が職員を派遣して行う無線局の検査と同等と認められる方法	3-17
3.2.3.3	無線設備の機器の性能に照らして合理的と認められる点検の方法	3-17
3.3	点検結果通知書の作成	3-19
3.3.1	点検結果通知書の様式	3-19
3.3.2	船舶局/船舶地球局の点検結果通知書の作成	3-20
3.3.2.1	特例様式「船舶局/船舶地球局の点検結果通知書」の様式と記載方法（様式例2）	3-20
3.3.2.2	義務設備等点検一覧表の様式と記載方法（様式例2）	3-28
3.3.3	非義務船舶局等の点検結果通知書の作成（様式例2の2）	3-30
3.3.4	その他の無線局（海岸局等）の点検結果通知書の作成（様式例3）	3-38
3.4	点検後の措置	3-44
3.4.1	無線設備等の点検実施報告書の作成	3-44
3.4.2	帳簿等の作成	3-46

### 第4章 点検結果通知書等の実例及び関連資料

4.1	点検結果通知書等の実例	4-1
4.1.1	義務船舶局（国際航海有）の点検結果通知書等の実例	4-1
4.1.2	義務船舶局（国際航海無し）の点検結果通知書等の実例	4-39

4.1.3	非義務船舶局の点検結果通知書等の実例	4-56
4.1.4	特定船舶局の点検結果通知書等の実例	4-67
4.1.5	海岸局の点検結果通知書等の実例	4-73
4.1.6	その他の点検結果通知書の添付書類の実例	4-79
4.2	点検結果通知書の添付データの様式	4-91
4.3	周波数、空中線電力等許容値一覧	4-91
4.3.1	周波数の偏差（船舶局）	4-91
4.3.2	周波数の偏差（海岸局）	4-92
4.3.3	空中線電力の許容偏差（船舶局）	4-93
4.3.4	空中線電力の許容偏差（海岸局）	4-93
4.3.5	空中線電力の低下装置（船舶局）	4-94
4.4	周波数－CH 表示対比表	4-95
4.4.1	40MHz 帯周波数表	4-95
4.4.2	国際 VHF 周波数表	4-97
4.5	登録点検業務実施に係る政省令等	4-100
4.5.1	船舶無線従事者証明を要する船舶局	4-100
4.5.2	主任無線従事者の監督の事実	4-100
4.5.3	主任無線従事者の主任講習の事実	4-101
4.5.4	備付を要する業務書類	4-101
4.5.5	備付を省略できる無線局等	4-104

## 第5章 業務の管理及び立入検査の受検要領等

5.1	日常の点検業務の管理	5-1
5.1.1	点検結果通知書の保存	5-1
5.1.2	測定器等の保守及び管理の方法並びに較正等の記録の保存	5-1
5.1.3	測定器等の保守及び管理の方法並びに較正等の計画	5-1
5.1.4	測定器等の管理台帳（記載例）	5-2
5.2	立入検査の根拠と目的	5-3
5.3	立入検査実施の通知	5-3
5.4	立入検査の実施項目	5-4
5.5	立入検査受検の準備	5-4
5.6	立入検査実施結果の通知	5-5
5.7	検査受検後の措置	5-5
5.8	点検業務に係る違反の発生状況	5-5
5.8.1	主な違反の事例	5-5
5.8.2	発生した違反事例集	5-6

## 第6章 よくある質問（Q & A）

- Q 1 点検の業務を他の者に委託することはできますか。…………… 6-1
- Q 2 登録の取り消し、又は業務の停止処分を受けるのは、どのような場合ですか。…………… 6-1
- Q 3 登録に係る業務の実施方法によらないで点検の業務を行っているとは認めるときは、業務改善命令を受けるとのことですが、どのような場合に処分を受けますか。…………… 6-2
- Q 4 法第24条の8第1項の規定により、電波法を施行するために必要があると認めるときは、登録検査等事業者に対して立入検査を行うことがあるとのことですが、どのような場合に立入検査が行われますか。…………… 6-2
- Q 5 登録点検現場で、免許人等から点検員であることの証明を求められたとき、どのように対処しますか。…………… 6-2
- Q 6 EPIRB、SARTのデータは、誰が取っていますか。と質問されたときの対処は。…………… 6-2
- Q 7 無線従事者の資格について、旧資格と現行の資格の対応はどのようになっているのですか。…………… 6-3
- Q 8 登録点検の手順を教えてください。…………… 6-3
- Q 9 申請書類の写しが本船に保管されていない場合、どのように対処しますか。…………… 6-4
- Q 10 現行の無線従事者選解任届の写しが本船に保管されていない場合、どのように対処しますか。…………… 6-4
- Q 11 申請書類に相違事項があった場合、どのように対処しますか。…………… 6-4

登録検査等事業者制度関係規程集…………… 別編



## 本書利用に当たっての留意事項

本書で使用している主な用語の意味は、次のとおりである。

- 法：電波法（昭和 25 年 5 月 2 日 法律第 131 号）をいう。
  - 登録検査等規則：登録検査等事業者等規則をいう（施行規則第 2 条第 13 号）。
  - 登録検査等事業者制度：平成 23 年 6 月 30 日の放送法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 65 号）の施行によって定められた、登録検査等検査事業者が、これまでの点検に加えて検査を行うことができる制度をいう。
  - 登録：検査等事業者についての総務大臣の登録をいう（法第 24 条の 2）。
  - 検査等事業者：無線設備等の検査又は点検の事業を行う者をいう（法第 24 条の 2 第 1 項）。  
この検査等事業者は、登録検査等事業者には、無線局の無線設備等の定期検査に係る「検査」又は無線局の無線設備等の新設検査、変更検査及び定期検査に係る「点検」の事業を行うことができる「登録検査等事業者」と、従来の登録点検事業者と同様に無線設備等の「点検」の事業のみを行うことができる「登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者）」の 2 種類が存在する。どちらも登録検査等事業者として名称は同一であるが、登録の申請の際に「点検の事業のみを行う者」として申請を行った者は、点検の事業のみを行うことができる。
  - 登録点検事業者：登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者）をいう。
  - 登録検査等事業者等：登録検査等事業者及び登録外国点検事業者をいう（登録検査等規則第 1 条）。
  - 登録簿：登録検査等事業者登録簿をいう。（法第 24 条の 3）
  - 総務大臣は、登録検査等事業者について、登録検査等事業者登録簿を備え、登録及びその更新の年月日並びに登録番号の他、登録の申請時に記載された事項（氏名及び住所、点検に用いる測定器等及び無線設備等の点検の事業のみを行う者にあってはその旨）を登録しなければならない。
  - 登録証：総務大臣が検査等事業者の登録又はその更新をしたときに交付する登録証をいう（法第 24 条の 4）。
  - 無線設備等：無線局の無線設備、無線従事者の資格（法第 39 条第 3 項に規定する主任無線従事者の要件、法第 48 条の 2 第 1 項の船舶局無線従事者証明及び法第 50 条第 1 項に規定する遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう（法第 10 条第 1 項）。
  - 業務実施方法書：検査等事業者の登録申請書に添付しなければならない書類の一であって業務の実施の方法を定める書類をいう。
  - 点検業務実施方法書：業務実施方法書のうち、点検の業務の実施の方法を定める書類をいう。
  - 点検員及び判定員：登録検査等事業者制度による検査は、無線設備等の対比照合、電気的特性等の測定等を行う「点検」である部分と当該「点検」の結果をもとに当該無線局の無線設備等が法令の規定に違反していないか「検査（判定）」を行う部分からなり、この点検を行う者を点検員、検査（判定）を行う者を判定員という（登録検査等規則第 2 条）。
  - 審査基準：電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）をいう。
  - 検査規程：無線局検査事務規程（平成 13 年総基総第 10 号）をいう。
- 注 無線局検査事務規程は、登録検査等事業者制度の制定に伴う改訂作業がなされていないため、それ以降に改正があった電波法等の各条文と符合しない箇所がある。このため、本マニュアルではなるべく改正後の電波法に符合するように用語を統一しているが、旧用語・旧条文を用いている部分もあるため新用語・新条文に読み替えて利用願います。